

第8章 高校生への支援

(担当:豊富町教育委員会 TEL82-1355)

豊富町修学資金貸付

豊富町では、大学(短期大学を含む)及び修学年限が2年以上の町長が認める専門学校に在学する学生で、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学に必要な資金を貸付けいたします。

(担当:豊富町教育委員会 TEL82-1355)

豊富高等学校資格検定料の助成

豊富高等学校の生徒が、在学中に受検する資格検定試験の検定料を全額助成いたします。助成を受けようとする生徒の保護者は、町が定めた申請書を豊富高等学校へ請求してください。

豊富高等学校入学生への制服費等の助成

豊富高等学校へ入学(転編入を含む)する際に、豊富高等学校が指定する制服等の購入費用を全額助成いたします。

また、BYODによる1人1台の情報端末を活用した授業が始まっていることから、入学時に購入した情報端末の購入費用の一部を助成いたします。

(お問合せ先:各高等学校、関係機関)

高等学校等就学支援金

平成26年4月から国公立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が一定の金額未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書(市町村民税所得割額が記載されたもの)と申請書の提出が必要です。

その他の奨学金制度

高校・大学や短期大学、専門学校等への進学等への支援制度として、地方自治体の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、民間の奨学金、学校独自の奨学金などがありますので、各関係機関もしくは学校等へお問合せください。

(担当:役場 保健推進課 保険給付係 TEL73-1340)

医療費の助成制度

- ①乳幼児等医療費助成 :4ページ参照
- ②重度心身障害者医療費助成 :25ページ参照
- ③ひとり親家庭等医療費助成 :26ページ参照